年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 10 件

九州(長崎)厚生年金 事案 5381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日

② 平成15年12月19日

③ 平成16年7月20日

④ 平成16年12月20日

⑤ 平成17年7月20日

⑥ 平成17年12月20日

⑦ 平成18年7月20日

A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があると年金事務所から連絡を受けた。申立期間③については、賞与支給明細書を所持しており、他の申立期間においても申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人が提出した平成16年夏季賞与支給明細書により、申立事業所から申立人に対し、標準賞与額17万6,000円に見合う賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から回答が得られず、ほかに確

認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦については、B町が提出した申立人に係る「給与支払報告書(個人別明細書)」及びC税務署が提出した申立人に係る「給与所得の源泉徴収票」により、申立人の平成 15 年から 18 年までに係る「給与・賞与支払金額」及び「社会保険料等の金額」の年間総額は確認できる。

しかしながら、申立人は、賞与は現金で支給され、給与や賞与はまちまちな支給額であったと述べており、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から回答が得られず、申立人も賞与支給明細書等を所持していないことから、申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦のそれぞれの標準賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、申立事業所の破産管財人は、関連資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦における厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準 賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと 認めることはできない。

九州(宮崎)厚生年金 事案 5382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 86 万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社(以下「申立事業所」という。)から平成18年6月に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の賞与に係る申立事業所からの回答及び金融機関が提供した申立 人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、平成 18年6月23日に賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立事業所からの回答により86万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州 (熊本) 国民年金 事案 2838

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年9月まで

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保 険料は、私の母が婦人会の集金により納付していた。当時、婦人会は、集 金対象者全員の保険料を集金した後、金融機関まで払い込みに行っていた と聞いているので、当該期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和 49 年 10 月頃に払い出されたことが推認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、申立人の被保険者資格の取得日は、申立人が 20 歳に到達した 48 年*月まで遡っていることが推認できる。

また、前述の記号番号払出時点(昭和 49 年 10 月頃)において、申立期間の国民年金保険料は、過年度又は現年度納付することが可能であるところ、当時の婦人会の集金人の一人は、集金対象者から現年度及び過年度の保険料を遡って集金することは無かった旨述べている。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付には関与しておらず、申立人の 保険料を納付したとする申立人の母親は既に亡くなっており、保険料の納付 状況について確認することができない。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者 台帳に、申立期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録 と一致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(長崎)厚生年金 事案 5383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月頃から同年12月頃まで

② 昭和46年3月頃から47年1月10日まで

③ 昭和47年9月頃から49年2月頃まで

私は、明確な勤務期間は記憶していないが、申立期間①においてはA社に勤務し、申立期間②及び③においてはB社に勤務していた。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。 また、B社に係る被保険者記録は、昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 2 日 までの約 3 か月間しか確認できないが、同社には係長として勤務していた ので、3 か月以上勤務していたことは間違いない。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容等についての申立人の具体的な記憶及 び同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務し ていたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、元役員も当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答していることから、申立内容を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の給与か

らの控除等について具体的な回答を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 B社に係る申立てのうち申立期間②については、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和 47 年 1 月 10 日)以前に同資格を取得している複数の同僚が、申立人は自分より前に入社していた旨回答していること、同社の移転に関する申立人の具体的な記憶が同社の商業登記簿謄本における所在地の記録と一致していることなどから、勤務期間の始期は特定できないものの、申立人が、現在のオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日以前から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の当時の事業主は、申立期間②及び③当時の資料を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態については不明である旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日(昭和47年1月10日)に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、同社における被保険者資格の取得日以前から勤務していた旨回答していることなどから、同社は申立期間②当時、従業員を必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、B社は昭和48年11月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間③のうち同日以降については、同社が適用事業所であったことが確認できない。加えて、当時の事業主は、前述のとおり申立期間②及び③当時の資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である旨回答しており、申立内容を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿においては、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和47年1月10日、同資格の喪失日は同年4月2日と記録されていることが確認できるのみであり、当該被保険者記録以外に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほか に当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事 情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から41年4月1日まで 昭和35年に父がA県で経営していたB社に入社し、申立期間はC県在住 の叔父と二人で同社のD事業所で仕事に従事した。

また、申立期間のうち昭和 37 年4月から 41 年3月までは、大学に通いながらB社と同社のD事業所を行ったり来たりし、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により申立期間においてB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が述べている内容から、申立人が申立期間において同社の仕事に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、昭和47年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票によると、申立人は、昭和35年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年4月1日に同資格を喪失した後、41年4月1日に同資格を再度取得しており、これらの被保険者記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿等において、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日が遡って訂正される等の不自然な点は見当たらない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立人が、昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、同年5

月4日に健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返納されたことを示す「証受理 36.5.4」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州(長崎)厚生年金 事案 5385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日

② 平成19年7月20日

③ 平成19年12月20日

A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があると年金事務所から連絡を受けた。

申立期間において申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生 年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町が提出した申立人に係る「給与支払報告書(個人別明細書)」により、 申立人の平成 18 年及び 19 年に係る「給与・賞与支払金額」及び「社会保険 料等の金額」の年間総額は確認できる。

しかしながら、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から回答が得られず、申立人も賞与支給明細書等を所持していないことから、申立期間のそれぞれの標準賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、申立事業所の破産管財人は、関連資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から5年2月1日まで

私は、平成元年8月から5年1月末までA社(現在は、B社。以下「申立事業所」という。)に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において申立事業所に 勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が当時の同僚として氏名を挙げた者のうち、複数について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、申立事業所は、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所に係るオンライン記録において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立事業所の事業主及び申立期間において申立事業所に係る厚生 年金保険の被保険者記録が確認できる者からは、申立人の申立期間当時の厚 生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的 な回答を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに当該期 間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 5387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から39年3月1日まで 私は、高等学校の夜間部に通学していた4年間、A社B事業所において、 C職として勤務した。

朝8時半頃に出勤して、月に20日間ぐらい、一日当たり150件から200件程度作業をしていたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時の上司及び同僚の氏名も記憶しているので、申立期間を厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている申立期間当時の業務内容等から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所にC職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、現在保管している資料に申立人に係る在籍記録が確認できないこと、及び申立人が述べている業務内容から見ると、申立人とは委託契約を結んでいた可能性が高く、委託契約者であれば、厚生年金保険の被保険者として加入手続は行っていなかった旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚について姓のみを挙げているが、当該上司及び同僚には、A社D支店(A社B事業所の従業員は、申立期間当時、同社D支店で厚生年金保険を適用されていた。)における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、連絡先が不明であることから、同社同支店における申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに当該期間の厚生年 金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当 たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

私は、A社(以下「申立事業所」という。)の本社で勤務していた際に、 申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにも かかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が提出した平成 16 年 7 月分(申立期間と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給)の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、申立人の申立期間に係る給与振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立人が申立事業所からの給与及び賞与を振り込まれていたと記憶する金融機関の口座には、申立期間に係る振込記録は確認できない。

また、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持し

ていないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

さらに、申立人に係る平成 16 年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」 及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間に係る賞与の支給の事実を推 認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月頃から46年3月頃まで

私は、申立期間において、A市B区のC地域に在った「D事業所」でE職として勤務した。給与は「D事業所」から支給されていたと思うが、退職時の書類(厚生年金保険被保険者証など。)は、F市に在った親会社の事務所でもらった記憶がある。

親会社の正式な社名は記憶していないが、社長の姓を含む名称で「G社」だったと思う。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

「D事業所」に勤務したとする元従業員は、申立人と一緒に勤務していたこと、及び給与がG社から支給されていたことを記憶している旨述べているところ、申立期間のうち昭和42年10月29日から45年2月20日までの期間において、同社のものと推認できる申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、申立人及び前述の元従業員が述べている所在地及び事業主名と一致する「G社」の商業登記簿は確認できるものの、適用事業所名簿及びオンライン記録には、当該商業登記簿と所在地及び事業主名が一致する「G社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、前述の元従業員は、G社は厚生年金保険に加入していなかった旨回答しているところ、オンライン記録によると、当該元従業員及び同社の元事業主と推認できる者については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の商業登記簿によると、G社は既に廃業しており、前述の元 従業員は、同社の元事業主は既に死亡している旨回答している。

加えて、「D事業所」についても適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人が述べている所在地及び事業主名と一致する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、 当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日

② 平成17年12月15日

③ 平成18年7月20日

④ 平成18年12月15日

私は、A社(以下「申立事業所」という。)に勤務し、申立期間に係る 賞与の支給を受け、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていた にもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与の支給について、振込みであったかもしれないと述べているところ、当該賞与が振り込まれていたとする申立人名義の金融機関の口座には、当該賞与の振込履歴は確認できない。

また、申立事業所の元事業主及び社会保険事務を担当していた元取締役は、 申立期間に係る賞与の支給について、従業員の業績等により判断していたこ とから、全ての従業員に対して賞与を支給していた訳ではない旨回答してい るところ、当該元事業主は、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料 の控除について確認できる資料を保管しておらず、申立事業所から申立人に 対し、賞与を支給されたことが確認できない。

さらに、申立期間当時、賞与の支給は手渡しであった旨述べている同僚が複数いることから、申立人の当該期間に係る税務関係の資料について税務署等に照会したが、保存期限の経過により保管されておらず、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について推認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る賞与支給明細書等の資料を所持してお

らず、ほかに申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州(長崎)厚生年金 事案 5391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月20日から37年8月20日まで 申立期間については、船舶所有者A(以下「申立事業所」という。)の B丸及びC丸に乗船し、D作業などに従事していたにもかかわらず、船員 保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所が所有するB丸及びC丸に乗船していたと述べているが、「船名による船舶所有者(記号)索引表」及び船員保険船舶所有者記号払出簿では、当該船舶は、申立期間において、船員保険の適用船舶として見当たらない上、船員保険被保険者名簿において、申立事業所が船員保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和42年2月1日である。

また、申立事業所の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた当時の船長、機関長及び同僚一人は、申立 事業所に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立事業所が船員保険の適用 事業所となった昭和42年2月1日に、船員保険被保険者資格を取得している。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳では、昭和42年2月1日に申立事業所において船員保険被保険者資格を取得し、同年5月31日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における船員保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該 期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 5392 (福岡厚生年金事案 2478 及び 3720 の再申立 て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月8日から同年9月1日まで

私は、A事業所(以下「申立事業所」という。) に昭和 30 年 8 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、申立事業所の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 7 月 8 日とされていることに納得できないとして、過去 2 回年金記録確認第三者委員会に申し立てたが記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに証言してくれる同僚が見付かったので、話を聞いてほしい。 また、前回、昭和30年8月に開催された申立事業所の慰安会の写真を提 出したのに慰安会の写真とは認められなかったが、これは間違いなく申立 事業所の慰安会の写真である。このことを写真に写っている上司と前回証 明書を書いてくれた同僚に話を聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i)当時の事業主は不明であること、ii)申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び回答を得ることができないこと、iii)被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日はオンライン記録における資格喪失日と一致していることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会(当時。以下「福岡委員会」という。)の決定に基づき平成22年7月22日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間の終期を昭和30年10月2日から同年9月1

日に変更するとともに、申立人の勤務期間について同僚が記載した書面及び申立事業所の慰安会が行われた際に同僚と撮影したとする複数枚の写真を提出し、2回目の申立てを行っているが、当該書面をもって申立人の申立期間における勤務実態の推認ができないこと、申立人が提出した写真からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できないことなどから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に福岡委員会の決定に基づき平成23年7月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに証言してくれる同僚が見付かったとして再度申し立てていることから、当該同僚に照会したが、当該同僚は申立人と申立事業所で一緒に勤務したことを記憶しているものの、申立人の具体的な退職時期については記憶していない旨回答している。

また、申立人は、提出した写真に写っているとする上司の姓を今回思い出したとしているが、当該上司は連絡先が不明であり、前回の申立ての際に前述の書面を記入した同僚に照会したが回答を得ることができない。

このほか、福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。